

起業家育成応援事業補助金の概要

【地域課題解決型起業支援補助金】

ビジネスを通じて地域課題解決に取り組む起業家を支援します。

対象事業	「地域資源の活用」または、「中山間地振興」のいずれかにあたり地域課題の解決に資する社会的事業
対象経費	人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、マーケティング調査費、広告費 等
対象者	「県内居住者」または、「鳥取県内へのI J Uターンを予定されている方」のいずれかであり、令和5年4月1日以降に鳥取県内で起業される方 ※I J Uターンの場合、事業期間完了日までの県内居住が条件となります。 ※東京圏に5年以上在住、かつ東京23区内に1年以上通勤する者が採択された場合は、移住支援金が別途支給されます。（世帯100万円、単身60万円）
補助上限額 (補助率)	200万円 (1/2)

【起業創業トライ補助金】

鳥取県内で革新的なビジネスに取り組む起業家を支援します。

対象事業	新たな事業アイデア、技術、ノウハウ等を活用し、新規市場開拓等を行う事業
対象経費	旅費、人件費、事務所等賃借料、保険料、事務機器等購入費、人材育成費、広告宣伝費、法人設立関係費、委託料、原材料費、産業財産権等導入費 等
対象者	・補助事業計画提出の前後12月以内に県内に事務所等を設置し、法人設立若しくは開業届の提出により創業を行う個人（新規創業） ・創業から12月以上経過しているが新事業実施のため、12月以内に県内に事務所等を有する新たな法人設立を行う企業（第二創業） ※大企業による関連会社設立等は除きます。
補助上限額 (補助率)	300万円 (1/2)